

海老名市学校給食費管理システム構築等業務に係る公募型プロポーザル実施要項

1 目的

海老名市では、自庁開発による汎用コンピュータにおいて、様々な業務を管理していますが、国の標準化の動きに合わせ、順次オープン化を実施しているところです。

学校給食費を管理するシステムをオープン化するにあたり、本プロポーザルでは、現行システムからの確実なデータ移行ができ、より適切で効率的な管理業務を実現できるシステムの選定を目的とします。

2 プロポーザルの概要

(1) 名称

海老名市学校給食費管理システム構築等業務

(2) プロポーザル方式

公募型プロポーザル方式

(3) 担当部署

教育部就学支援課

3 業務の概要

(1) 業務の内容

別添「海老名市学校給食費管理システム構築等業務公募型プロポーザル要求仕様書」のとおり

(2) 業務履行場所

海老名市中新田 377 番地 えびなこどもセンター 2階 ほか

(3) 業務履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

※ なお、令和 5 年 2 月から、テスト運用を開始する予定です。テストの範囲については、協議により定めるものとします。

(4) 提案限度額（消費税相当額を含む。）

42,240 千円（税込）（60 か月総額・テスト運用開始後毎月払い）

※ 最低基準額の設定あり。

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模の想定金額です。

※ この金額にはシステム構築、既存システムとの連携等、本件プロポーザルで導入する学校給食費管理システム（以下「システム」という。）の稼

働に要する費用の一切を含むものとしますので、提案内容の実施において、提案者以外の者による作業等が生じる場合についても、本費用に含みます。

※ 機器賃貸借料、機器保守、システム利用料ほか導入後の運用に必要な経費を含みます。ただし、令和5年度以降のシステム保守等については、本項の費用に含みません（提案においては、参考提示を求めます。）。

※ 調達に当たっては、リース会社選定などのために、別途一般競争入札を実施する場合があります。

4 選考方法等

(1) 選考方法

本プロポーザルでは、選考委員会が審査を行い、最優秀提案者の選考を行うものとします。

(2) 審査結果の通知等

審査結果は、審査の参加者へ通知します。また、市ホームページで公表します。

なお、審査内容に関する問い合わせは受け付けません。

(3) 情報公開

プロポーザルの結果について海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号）に基づく公開請求があった場合は、同条例第7条各号に掲げる非公開情報を除き、公開します。公開の可否は、市が判断します。

5 最優秀提案者特定までのスケジュール

番号	項目	日付
1	プロポーザル公表、参加意向申出書受付開始 質疑受付開始	令和4年5月13日（金）
2	質疑締切	令和4年5月18日（水）
3	参加意向申出書提出締切	令和4年5月24日（火）
4	参加資格確認結果通知	令和4年5月25日（水）
5	提案書提出締切	令和4年6月1日（水）
6	審査(書類・プレゼンテーション・質疑応答) ※事前に選考委員からの質問を送付する場合があります。 その場合は、令和4年6月6日(月)までに送付します。 ※なお、審査における質疑応答では、事前に送付した内容 以外の質問も行います。	令和4年6月16日（木）
7	審査結果(最優秀提案者)通知	令和4年6月17日（金）

6 参加資格

本プロポーザルに参加し最優秀提案者となることができる者は、本プロポーザル公表日現在において、次に掲げる要件をすべて備えている者としします。

ただし、この公表から最優秀提案者決定までの期間に次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合はプロポーザルに参加し最優秀提案者になることができません。

- (1) 海老名市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成21年4月1日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた場合は、この限りではない。
- (5) 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第2条第2号から第5号までのいずれにも該当しないこと。
- (6) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (7) ISO27001の認証を取得していること。
- (8) 導入するシステムについては、人口10万人以上の地方自治体への導入実績（1年以上）を有すること。ただし、学校給食費を公会計により管理している場合に限る。

7 配布書類

- (1) 入手方法
海老名市ホームページからダウンロード
- (2) 配布書類一覧
 - ア 海老名市学校給食費管理システム構築等業務に係る公募型プロポーザル実施要項
 - イ 海老名市学校給食費管理システム構築等業務公募型プロポーザル要求仕様書
 - ウ 海老名市学校給食費管理システム構築等業務に係る公募型プロポーザル提案評価基準

エ 様式1～8

(海老名市プロポーザル方式参加意向申出書、質疑書、海老名市プロポーザル方式提案書等提出について、見積書、機能要件一覧、帳票要件一覧、非公開としたい情報届出書、海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書)

※ 海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱（平成20年4月1日制定）ほか海老名市契約関連規程は契約検査課の入札・契約ホームページを必ず確認してください。

(3) 本要項ほか本件プロポーザルの関係書類に変更等が生じた場合は、ホームページに掲載するものとします。

8 質疑方法・期限

プロポーザルに関する質疑は、次のとおり受け付けます。

提出方法	様式2「質疑書」により電子メールにて提出すること。
回数	提案者ごとに1回まで
提出先アドレス	shugaku-shien@city.ebina.kanagawa.jp ※メールの件名は「【プロポーザル質問 社名（事業者名）】」
提出期限	令和4年5月18日(水) 正午 受信分まで

質疑を受領後、担当から受領確認のメールを返信します。

回答は、質疑書を提出した事業者に対して電子メールにより送付します。

また、全ての質疑及び回答については、5月20日（金）までに市ホームページに掲載します。

9 参加意向申出

プロポーザルの参加を希望する場合は、次のとおり申し出てください。

提出書類	様式1「海老名市プロポーザル方式参加意向申出書」及び附属書類 ※ 書類をまとめたものを1部提出すること。
提出期限	令和4年5月24日(火) 17時15分までに必着 (郵送の場合は同日中の到達分まで)
提出先	〒243-0422 海老名市中新田377番地 海老名市教育部就学支援課健康給食係
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合：特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付すること。 ※持参の場合：市役所開庁日（土曜開庁日を除く。）において、8時30分から17時15分までの間のみ受付

参加意向申出を受けて市で参加資格の確認を行います。確認結果については、担

当から電子メールにより通知し、その後文書で通知します。参加資格を有していることが確認できた者に対して、提案書等の提出を要請します。

1 0 企画提案書で求める内容

別添「海老名市学校給食費管理システム構築等業務公募型プロポーザル要求仕様書」及び「海老名市学校給食費管理システム構築等業務に係る公募型プロポーザル提案評価基準」のとおり

1 1 審査

(1) 審査の対象者

市が提案書等の提出要請を行った者を審査の対象とします。

(2) 最優秀提案者の特定方法

審査は、「海老名市学校給食費管理システム構築等業務に係る公募型プロポーザル提案評価基準」の各評価事項について各選考委員が採点した結果を合計し、合計得点が最も高い者を最優秀提案者と特定します。

なお、合計得点が同点となった場合は、次により上位者を決定します。

① 評価基準中の評価項目「提案方針・システム概要・基本事項」の得点が高い者

② ①が同じであった場合、提出された見積金額の低い者

(3) 審査書類提出

提案書の提出及び審査方法等については、次のとおり。

提出書類	<p>次の書類を8部（正本1部、副本7部）提出すること（①、⑥については、正本のみ添付）。</p> <p>① 様式3「海老名市プロポーザル方式提案書等提出について」</p> <p>② 企画提案書 ※副本については、提案者名（会社名）を表示しないこと。 ※企画提案書は、表紙及び別添資料等（カタログ等）を除き、30ページ以内の構成とすること。</p> <p>③ 様式4「機能要件一覧」</p> <p>④ 様式5「帳票要件一覧」 様式4「機能要件一覧」及び様式5「帳票要件一覧」については、両様式記載の要件と提案するパッケージ機能を比較し、以下に示す適応状況を記載すること。</p> <p><<適応状況>> ○：パッケージ標準対応 △：パッケージ標準対応ではないがカスタマイズで対応 ×：対応不可</p> <p>⑤ 様式6「見積書」及び附属書類</p> <p>⑥ 様式7「非公開としたい情報届出書」</p>
------	---

提出期限	令和4年6月1日(水) 17時15分までに必着 (郵送の場合は同日中の到達分まで) ※提出先及び提出方法は、参加意向申出と同様
------	---

(4) 審査

審査方法等については、次のとおり。

実施予定日	令和4年6月16日(木)
審査内容	①本業務委託に関するプレゼンテーション ②提案者に対するヒアリング
出席人数	4人以内
審査時間	プレゼンテーション：20分以内 ヒアリング：20分程度。プレゼンテーション終了後に実施する。
評価基準	「海老名市学校給食費管理システム構築等業務に係る公募型プロポーザル提案評価基準」により審査を実施します。
審査結果の通知	審査結果は対象者全員へ個別に文書で通知するとともに、市ホームページへ掲載します。
機器等について	プレゼンテーションに必要な機器は持参してください。 なお、プロジェクター、HDMI ケーブルは市で用意したものを使用しても構いません。
その他	① 提案者が事前に提出した提案書に基づき実施してください。 ② 提案者の企業概要、履行実績、業務実施体制に関する項目のプレゼンテーションは不要です。

1.2 提出書類作成上の留意点

- (1) 提出書類等は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成してください。
- (2) 企画提案書及びプレゼンテーション資料には、提案者が作成する図又はイラストを用いることができます。また、彩色も可とします。企画提案書は、表紙及び別添資料等(カタログ等)を除き、30ページ以内の構成としてください。なお、複数の応募又は複数の企画提案書を提出することはできません。
- (3) 提出書類等は、原則としてA4型の用紙を用いてください。
- (4) 両面複写は可としますが単一の書類に限ることとし、異なる様式等の両面複写は行わないでください。
- (5) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一としてください。また、正本と副本とが識別できるよう提出してください。副本については、提案者名は記載しないでください。
- (6) 申請書提出後の提出書類の記入内容の変更は、原則として認めません。

1 3 最優秀提案者の取扱

審査により順位第一位となった提案者を最優秀提案者とし、契約締結に向けた交渉を行います。市が最優秀提案者との協議が不調となったと判断したときは、最優秀提案者との交渉を終了し、第二位の提案者と交渉します。

1 4 失格等

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

- (1) 本要項に定める手続以外の手法により、選考委員又は担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 「参加意向申出書」の提出後、契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (5) 本要項に違反した場合
- (6) 公正を欠いた行為があったと認められる場合
- (7) 企画提案書提出後のプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (8) 価格見積書の金額が提案上限金額に示した価格を超過している場合
- (9) 選考委員の採点の合計点が、全員満点であった場合の60%未満の得点であった場合
- (10) 選考委員の評価点が1点の評価事項が1つでもあった場合

1 5 その他

- (1) 本プロポーザルに関する費用については、提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類等は返却しません。また、市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とします。
- (3) 応募者が1者のみであっても本プロポーザルは成立するものとし、選考委員会において審査を行い、選定の可否を決定します。
- (4) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写します。
- (5) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により公開する場合があります。非公開としたい情報がある場合は、提出様式集の「非公開としたい情報届出書」により届け出てください。ただし、届出があった場合においても、海老名市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当しない場合は、公開します。

- (6) 「参加意向申出書」提出後に辞退する場合は、様式8「海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書」を提出してください。
- (7) 本プロポーザルは、学校給食費管理システム構築等業務の実施における最優秀提案者の選考を目的に実施するものであり、契約の締結を確約するものではありません。また、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (8) 本プロポーザルの参加者は、本プロポーザルの手続において知り得た海老名市に関する情報を、他に漏らしてはなりません。
- (9) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則ほか契約関連規程に準じます。
- (10) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選考委員会が定めます。